

エス・バイ・エル株式会社定款

エス・バイ・エル株式会社

# エス・バイ・エル株式会社定款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当社は、エス・バイ・エル株式会社と称し、英文では、S×L Corporation と表示する。

### (目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 建設工事一切の設計、施工、請負および監理
- (2) 土地建物の売買、賃貸およびその仲介斡旋
- (3) 土地建物の割賦販売
- (4) 家具、内装品および日用品雑貨等の輸入ならびに製造販売
- (5) 建設資材の製造加工およびその販売
- (6) 損害保険代理店業および生命保険の募集に関する業務
- (7) 金融業
- (8) 総合リース業
- (9) フランチャイズ加盟店に対する経営指導
- (10) 前各号に附帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

### (機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、247,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

### 第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。

2 前項のほか、必要あるときは、臨時株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使をすることができる。

2 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選 任)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- 3 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

(代表取締役)

第21条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によってこれを選定する。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者および議長ならびに招集通知)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。
- 3 取締役会の招集通知は、会日から3日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。
- 4 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

- 2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(相談役および顧問)

第27条 当社は、取締役会の決議によって、相談役および顧問を置くことができる。

(社外取締役の責任限定)

第28条 当社は、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第29条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選 任)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任 期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役会の招集)

第34条 監査役会の招集通知は、会日から3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(社外監査役の責任限定)

第36条 当社は、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当)

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社に帰属し、その支払義務を免れる。

- 2 未払配当金には、利息を付さない。

## 附 則

第1条 定款第37条（事業年度）の規定にかかわらず、平成23年4月1日から始まる第61期事業年度は、平成24年2月29日までの11ヶ月間とする。なお、本附則は第61期事業年度経過後にこれを削るものとする。